公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２８号
岩手県奥州市胆沢小山字岩ヶ馬場18番地31
債務者　岩尾　　広
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第３７７号
埼玉県久喜市久喜東３丁目23番７号
債務者　山下　多美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１４号
さいたま市見沼区大字御蔵1432番地59　フラットＮ203号室
債務者　野口　夏実
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４２２号
埼玉県新座市野寺２丁目14番26号
債務者　豊田真由美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４３５号
埼玉県新座市石神１丁目８番16号　フォーブル新座106号室、旧住所埼玉県新座市大和田４丁目３番40号　メゾン大和田302号室
債務者　浦田　徹也
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６０号
埼玉県吉川市栄町759番地１　グリーンハイツＹ202号
債務者　磯原　憲一
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７２号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目121番地１　イアムス三郷103、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目155番地８
債務者　岡部久美子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２７８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区３棟208号
債務者　遠藤　　茂
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
埼玉県川越市大塚２丁目20番地２
債務者　鈴木　嘉子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２４４号
埼玉県川越市大塚２丁目20番地２
債務者　鈴木　良昭
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２８０号
埼玉県入間市豊岡２丁目８番12号
債務者　高橋　和夫
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３０１号
埼玉県狭山市狭山台３丁目23番地　３－１－204
債務者　眞下　　治
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５０号
沖縄県糸満市字糸満1297番地の３　玉城方
債務者　外間　　優
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６９１号
札幌市清田区北野５条３丁目４番26号　コーポ一岡Ｅ－202
債務者　籠宮　智子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０８号
札幌市北区屯田５条９丁目１番46－７号　プレ・ウエスト・パルク弐番館101号
債務者　道順　崇律
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７０９号
札幌市北区屯田５条９丁目１番46－７号　プレ・ウエスト・パルク弐番館101号
債務者　道順　雅子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部